

桜井市体育施設

指定管理仕様書

令和6年

桜井市教育委員会

桜井市体育施設指定管理仕様書

桜井市体育施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等については、この仕様書によるものとする。

1 趣 旨

本仕様書は、桜井市民体育館他 6 施設（以下「体育施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び実施方法等について定めるものとする。

2 対象施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
芝運動公園総合体育館	桜井市大字三輪元馬場方 686 番地
桜井市民体育館	桜井市大字芝 54 番地の 1
芝運動公園運動場	桜井市大字芝地内
芝運動公園庭球場	桜井市大字芝地内
桜井市ゲートボール場	桜井市大字芝地内
上之郷体育館	桜井市大字笠 82 番地
上之郷運動場	桜井市大字笠 82 番地

※上記の体育施設、全てを一括して管理運営すること。

3 指定管理者が行う管理運営の指針及び基準

- (1) 指定管理者は、体育施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づき、時代のニーズに適合した柔軟な管理並びに事業展開を行わなければならない。
 - ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - イ スポーツ基本法（平成 23 号外法律第 78 号）
 - ウ 桜井市体育施設条例（平成 17 年条例 17 号）
 - エ 桜井市体育施設条例施行規則（平成 17 年教委規則第 3 号）
 - オ 桜井市情報公開条例（平成 12 年条例第 3 号）
 - カ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - キ 桜井市都市公園条例（昭和 44 年条例第 25 号）
- (2) 当該体育施設は公の施設であり、指定管理者は桜井市及び桜井市教育委員会（以下「桜井市等」とする。）に代行して管理を行うことになるので、当該業務の範囲の情報については、個人の権利、利益の侵害をすることのないよう努めなければならない。
- (3) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるので、業務の遂行にあたって知りえた個人情報を適切に保護する必要がある。また、指定管理者及びその従業員は守秘義務を負うので、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりすることはできない。これは、指定管理期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または従事者がその職を退いた後も同様とする。
- (4) 指定管理者の業務は、桜井市情報公開条例の適用を受けるので、市民等から指定管理者が保有する情報について開示請求がなされたときは、桜井市等はその提出を求め、指定管理者は速やかにこれに対応しなければならない。

4 職員の配置

(1) 職員の基本姿勢

体育施設に配置される職員は、公の施設の管理者としての自覚を持ち、業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに、体育施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度で業務にあたること。

(2) 職員の配置基準

ア 体育・スポーツに関して見識を有するとともに、体育施設全体の経営能力を備え、体育施設の管理運営の実績が3年以上ある総括責任者を配置すること。

イ 利用者の対応にあたる職員を常時配置し、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制をとること。そのために日常の管理運営業務として、職員4名以上を配置すること。

ウ 桜井市等が指定する市主催事業の運営業務については、各事業に係る人員を適宜配置すること。

エ 開館時間内は、総括責任者又はその他の職員で責任を持つ者を常時配置すること。

オ 従業員の勤務形態等については、労働基準法・労働安全衛生法その他労働関係法令を遵守すること。

カ 従業員に対して、体育施設の管理運営等に必要な研修を実施すること。

(3) その他

甲種防火対象物の防火管理責任者を配置すること。

5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、指定管理者は芝運動公園総合体育館に事務所を置くこととする。

(1) 体育施設の管理に関する業務

ア 体育施設及び付帯設備の利用の許可に関すること

(ア) 許可申請書の受付

(イ) 利用許可書の交付

(ウ) 利用の制限

(エ) 汎用受付システムの活用

(オ) その他、利用に関すること

イ 体育施設及び設備の維持管理に関すること

各施設の業務内容及びその概要は次の表のとおりとする。

施設名	業務区分	概要
芝運動公園 総合体育館	設備維持管理業務	諸所の設備に係る保守点検を行い、機能の正常化を図る
	清掃業務	市民等が利用する施設的良好かつ清潔のための清掃のほか、その利用にかかる施設周辺等の美化清掃を行う
	警備業務	安全警備を行う
	消防設備保守点検業務 電気設備保守点検業務	保守点検を行い、機能の正常化を図る
桜井市民体育館	設備維持管理業務	諸所の設備に係る保守点検を行い、機能の正常化を図る
	清掃業務	市民等が利用する施設的良好かつ清潔のための清掃のほか、その利用にかかる施設周辺等の美化清掃を

		行う
	消防設備保守点検業務	保守点検を行い、機能の正常化を図る
芝運動公園 運動場	設備維持管理業務	諸所の設備に係る保守点検を行い、機能の正常化を図る
	清掃業務	市民等が利用する施設的良好かつ清潔のための清掃のほか、その利用にかかる施設周辺等の美化清掃を行う
	グラウンド整備業務	常に良好な状態に整備すること
	芝生管理業務	芝生養生、雑草除草等
	電気設備保守点検業務 浄化槽保守点検業務 放送設備保守点検業務	保守点検を行い、機能の正常化を図る
芝運動公園 庭球場	設備維持管理業務	諸所の設備に係る保守点検を行い、機能の正常化を図る
	コート整備等維持管理業務	常に良好な状態に整備すること
	清掃業務	市民等が利用する施設的良好かつ清潔のための清掃のほか、その利用にかかる施設周辺等の美化清掃を行う
桜井市 ゲートボール場	設備維持管理業務	諸所の設備に係る保守点検を行い、機能の正常化を図る
	清掃業務	トイレ及び周辺を清潔に使用できるように、清掃業務を行う
	除草・植木剪定作業	除草及び植木剪定による整備作業
上之郷体育館	設備維持管理業務	諸所の設備に係る保守点検を行い、機能の正常化を図る。
	浄化槽保守点検業務 消防設備保守点検業務	保守点検を行い、機能の正常化を図る
	清掃業務	良好かつ清潔に使用できるように清掃業務を行う
上之郷運動場	設備維持管理業務	諸所の設備に係る保守点検を行い、機能の正常化を図る
	グラウンド整備業務	常に良好な状態に整備すること

ウ 体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免、還付その他利用料金の徴収に関連する業務

（２）桜井市等が主催するスポーツ事業の計画及び運営に関する業務

令和元年度から令和５年度の実施状況等は、末尾添付の資料①～⑤を参照のこと。

事業内容については、桜井市等と協議のうえ定めることとする。また、指定管理者の知識や経験等を最大限活用し、市民及び時代のニーズを反映した事業内容を桜井市等に助言するよう努めること。

【主な業務内容】

- ・事業の実施計画（案）の作成
- ・事業の要項（案）の作成

- ・事業の広報活動
- ・事業の運営
- ・事業報告書の作成
- ・その他、事業の実施に関すること

【資料】

- ・各種市民体育大会 (資料①)
- ・ウォーキングフェスティバル (資料②)
- ・市民体育祭 (資料③)
- ・各種スポーツ教室 (資料④)
- ・市こども駅伝大会 (資料⑤)

(3) 提案業務

体育施設の設置目的を達成するために、指定管理者が企画し、指定管理料を充当して実施する業務とする。業務の実施にあたっては、事前に教育委員会の承認を必要とする。

なお、提案業務に期待することは、次のとおりとする。

ア スポーツ振興に関すること

体育施設において、指定管理者の知識や経験等を最大限活用し、広く市民を対象とした事業の企画・実施を期待する。また、桜井市のスポーツ振興を発展させるべく各種団体と協力を行い、市民及び時代のニーズを反映した事業とすること。

イ DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に関すること

DX推進（桜井市DX推進基本方針参照）のため、体育施設利用における指定管理者と施設利用者との間で行われる諸手続の最適化に向けた提案を期待する。

(4) 自主事業

上記(1)～(3)の業務とは別に、指定管理者自ら企画し、自己の責任と費用において実施する事業とする。なお、事業の実施にあたっては、事前に教育委員会の承認を必要とする。

なお、自主事業が本来の指定管理業務に支障を与えると判断される場合や過度に営利性を有すると判断される場合、施設使用の公平性・公正性に反すると判断される場合は、自主事業の改善もしくは中止を命じることがある。

ア 指定管理者が自主事業を実施する場合には、事業計画書において提案した上、あらかじめ桜井市と協議し、承認及び必要な許可を受けなければならない。また、行政庁等の許認可が必要な事業を実施する場合には、指定管理者にて許可を得ること。

イ 自主事業に要する経費は、指定管理者が負担するものとし、自主事業に係る収入は指定管理者に帰属する。

ウ 施設の利用・事業の実施にあたり、市及び第三者に損害を与えたときは、すべて指定管理者の責任で一切の損害を賠償しなければならない。

エ 自主事業に係る損害賠償保険及び傷害保険等には指定管理者において加入すること。

(5) 緊急時対策に関すること

緊急時におけるマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと

(6) 個人情報の保護に関すること

個人情報保護に対する方針・体制及び職員研修計画を示し、徹底を図ること

(7) 業務報告等に関すること

ア 四半期ごとに施設の利用状況及び利用料金等の収入状況、施設やイベント等の利用者満足度調査並びに管理運営経費の収支状況等実績報告書を提出すること

イ 年度終了後2ヶ月以内に、事業報告書及び収支報告書並びに市が指定する主催事業の経費の内訳を提出すること

ウ その他、桜井市等が必要とする報告書を提出すること

(8) 桜井市等が実施する事業への協力

桜井市等及び公共的団体の優先受付など、桜井市等が実施する事業への支援・協力を積極的に実施すること

6 備品の所有権及び貸与

- (1) 指定管理者に貸し付ける備品については、桜井市等の所有とし、無償で貸し付けるものとする。
- (2) 指定管理者が、自ら購入・搬入し、保管を要する備品については、指定管理者の所有とする。
- (3) 備品の取扱いについては、別途協定書にて定める。

7 施設の修繕について

- (1) 軽微な修繕は1件につき30万円を基準として、当該金額未満の修繕については、指定管理者が行うものとする。
なお、当該金額を超える大規模な修繕は桜井市等と指定管理者で協議することとする。
その場合は、事前協議のうえ、工事施行のため休館を必要とする場合がある。
- (2) 市が提示する随意契約ガイドラインに沿って行うものとする。

8 賠償責任と保険等の加入について

- (1) 賠償責任
指定管理者は、体育施設の管理運営を行うにあたり、指定管理者の責めに帰すべき事由により桜井市等又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 保険等の加入
 - ① 火災保険について
桜井市が加入する建物総合損害保険とし、その保険料は桜井市等が負担します。なお、施設管理上の必要から、指定管理者が火災保険に加入することは、任意とする。
 - ② 賠償責任保険について
体育施設賠償責任保険は、指定管理者において加入するものとする。

9 立入検査について

桜井市等は、必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行う。指定管理者は、合理的な理由無く、これを拒否できないこととする。

10 原状回復

指定管理者は、指定期間が満了した場合、指定が取り消しされた場合及び全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合は、桜井市等の指示に基づき、体育施設を原状に復して引き渡さなければならない。

11 業務を実施するにあたっての注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が体育施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合は、桜井市等と協議を行うこと。

1 2 危険負担への対応

運営業務の委託期間内における主なリスクについて、以下の負担区分を前提とし、これ以外のリスクに関する対応については、協定締結時に協議する。

管 理 区 分	段階	リスクの種類	内 容	桜井市等	指定管理 者
全 般	共 通	法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更		○
		第三者賠償	本業務による公害、生活環境阻害等による場合		○
		物 価	業務委託締結後のインフレ・デフレ		○
		金 利	金利変動		○
		不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期 (※1 参照)	○	○
	応募 段階	申請コスト	申請費用の負担		○
		資金調達	必要な資金確保		○
管 理 運 営 業 務	運 営 段 階	施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
		運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
		施設損傷	施設、機器等の損傷	○	○
			管理上の瑕疵による契約不履行		○
		債務不履行	施設設置者の契約不履行	○	
			指定管理者事由による契約不履行		○
			不可抗力(※2 参照)	○	○
		性能リスク	提供するサービスの要求仕様不適合		○
		損害賠償	施設、機器の不備または施設管理上の瑕疵による事故及び臨時休業等による利用団体への損害(※3 参照)	○	○
桜 井 市 等 が 指 定 する 市 催 業 運 営 業 務	運 営 段 階	運営費の膨張	運営費の膨張		○
		債務不履行	桜井市等の契約不履行	○	
			指定管理者理由による契約不履行		○
			不可抗力	○	○
		内容不適合	提供するサービスの要求仕様不適合		○
指 定 管 理 者 提 事 案 業	運 営 段 階	運営費の膨張	運営費の膨張		○
		債務不履行	桜井市等の契約不履行	○	
			指定管理者理由による契約不履行		○
			不可抗力		○
		内容不適合	提供するサービスの要求仕様不適合		○
		損害賠償	事業管理上の瑕疵による事故および参加者への損害賠償		○

			者への損害賠償		
指 定 管 理 者 の 主 業 自 事	運 営 段 階	運営費の膨張	運営費の膨張		○
		債務不履行	指定管理者理由による契約不履行		○
			不可抗力		○
		内容不適合	提供するサービスの要求仕様不適合		○
		損害賠償	事業管理上の瑕疵による事故および参加者への損害賠償		○
契約期間満了後			施設の原状回復に伴う費用		○

※1 自然災害（地震、台風等）への対応

- ・建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、協定を解除する。
- ・復旧可能な場合、その復旧に要する経費は、桜井市等、指定管理者で協議する。
- ・桜井市等は、指定管理者に対する休業補償は行わない。

※2 不可抗力への対応

- ・不可抗力により運営不可能になった場合は、桜井市等と指定管理者で協議する。
- ・桜井市等は指定管理者に対する休業補償は行わない。

※3 体育施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故及び臨時休業等に伴う利用団体への損害リスクへの対応

- ・管理上の瑕疵による事故及び臨時休業等に伴う利用団体への損害について、そのリスクは指定管理者が担うこととする。
- ・基幹的な施設・機器等の不備による事故及び臨時休館等に伴う利用団体の損害について、その主たる原因が、施設管理上の瑕疵がない場合、そのリスクは桜井市等が担うこととする。

1 3 再委託について

指定管理者は、指定を受けて実施する管理運営業務のすべてを第三者に委託することはできない。なお、設備の維持管理等の個別業務については、事前に桜井市等の承認を得て、再委託することを可能とする。

(資料①) 各種市民体育大会開催事業

開催年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
大会数	13	12	12	12	12
大会名	市民グラウンドゴルフ大会 市民ソフトボール大会 市民卓球大会 少年少女ソフトボール大会 小学生陸上記録会（雨天中止） 中学校軟式野球大会 小学生相撲大会 中学生バレーボール大会 市民バドミントン大会 市民ソフトバレーボール大会 市民スキー・スノーボード教室 （参加者少数のため中止） 市内一周駅伝大会 ※市民武道大会	※市民グラウンドゴルフ大会 ※市民ソフトボール大会 ※市民卓球大会 ※少年少女ソフトボール大会 小学生陸上記録会 中学校軟式野球大会 ※小学生相撲大会 中学生バレーボール大会 ※市民バドミントン大会 市民ソフトバレーボール大会 ※市内一周駅伝大会 ※市民武道大会	※市民グラウンドゴルフ大会 ※市民ソフトボール大会 ※市民卓球大会 ※少年少女ソフトボール大会 小学生陸上記録会 中学校軟式野球大会 ※小学生相撲大会 中学生バレーボール大会 ※市民バドミントン大会 市民ソフトバレーボール大会 ※市内一周駅伝大会 ※市民武道大会	市民グラウンドゴルフ大会 市民ソフトボール大会 市民卓球大会 少年少女ソフトボール大会 小学生陸上記録会 中学校軟式野球大会 ※小学生相撲大会 中学生バレーボール大会 市民バドミントン大会 市民ソフトバレーボール大会 ※市内一周駅伝大会 ※市民武道大会	市民グラウンドゴルフ大会（雨天中止） 市民ソフトボール大会 市民卓球大会 少年少女ソフトボール大会 小学生陸上記録会 中学校軟式野球大会 小学生相撲大会 中学生バレーボール大会 市民バドミントン大会 市民ソフトバレーボール大会 市内一周駅伝大会 ※市民武道大会

・上記表中※印は「新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止」となった大会。

【運営業務の内容】

- 実施計画書作成
- 大会別実施要項の作成
- 広報、参加者募集
- プログラム作成
- 会場設営
- 競技運営（審判員を含む）
- 会場撤去
- 事業報告書作成

(資料②) ウォーキングフェスティバル開催事業

開催年度	令和元年度 (34 回)	令和 2 年度 (35 回)	令和 3 年度 (36 回)	令和 4 年度 (37 回)	令和 5 年度 (38 回)
開 催 日	11 月 10 日	11 月 8 日	11 月 7 日	11 月 6 日	11 月 5 日
開催内容	まほろばめぐりの部 (5 コース) 4,361 人 史跡めぐり 369 人 体験の部 611 人 その他 817 人	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため中止	まほろばめぐりの部 (5 コース) 4,359 人 体験の部 725 人 その他 19 人	まほろばめぐりの部 (5 コース) 4,566 人 体験の部 739 人 その他 165 人
参加者数	6,158			5,103 人	5,470 人

【運営業務の内容】

- コース設定 (ルート、チェックポイントの設定、トイレ等の確認)
- 利用施設等使用申請 (集合出発地及びチェックポイント等)
- 共催行事調整 (つば市通り(模擬店))
- 後援依頼 (桜井宇陀広域連合、歴史街道推進協議会、近畿日本鉄道等)
- 協賛依頼・受取
- 開催告知、広報、参加者募集 (チラシ、ポスター等)
- 参加者案内 (ゼッケン、チェックカード等の送付)
- ガイドブック等作成 (当日参加者への配布)
- 会場設営及び当日運営 (出発式、表彰式、アトラクション等)
- コース運営 (参加者の安全確保、チェックポイント運営)
- 会場撤去 (原状復旧)

(資料③) 市民体育祭競技運営事業

開催年度	令和元年度 (49回)	令和2年度 (50回)	令和3年度 (51回)	令和4年度 (52回)	令和5年度 (53回)
開催日	10月13日	10月11日	10月10日	10月9日	10月8日
開催部数					2
開催部名	雨天中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	雨天中止	陸上競技の部 ふれあいの部
参加者数					1,520人

【運営業務の内容】

- 人口推移に基づいたイベントの企画・立案
- 実施要項の作成
- 実施要項説明会開催
- 選手団編成
- 監督会議開催
- プログラム編成
- 会場設営・撤去
- 競技運営（審判員を含む）
- 実施報告書作成

(資料④) 各種ジュニアスポーツ教室開催事業

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
教室数	7	7	6	6	6
教室名	少年少女卓球教室 少年少女剣道教室 少年少女柔道教室 少年少女少林寺拳法教室 少年少女空手道教室 少年少女レスリング教室 少年少女ラグビーフットボール教室	少年少女卓球教室 少年少女剣道教室 少年少女柔道教室 少年少女少林寺拳法教室 少年少女空手道教室 少年少女レスリング教室 少年少女ラグビーフットボール教室	少年少女剣道教室 少年少女柔道教室 少年少女少林寺拳法教室 少年少女空手道教室 少年少女レスリング教室 少年少女ラグビーフットボール教室	少年少女剣道教室 少年少女柔道教室 少年少女少林寺拳法教室 少年少女空手道教室 少年少女レスリング教室 少年少女ラグビーフットボール教室	少年少女剣道教室 少年少女柔道教室 少年少女少林寺拳法教室 少年少女空手道教室 少年少女レスリング教室 少年少女ラグビーフットボール教室

【運営事業の内容】

- 実施計画書作成
- 講師依頼
- 要項作成
- 広報（教室生募集）
- 説明会開催
- 名簿作成
- 実技指導
- 実施報告書作成

(資料⑤) 市子ども駅伝大会

年 度	令和元年度 (14 回)	令和 2 年度 (15 回)	令和 3 年度 (16 回)	令和 4 年度 (17 回)	令和 5 年度 (18 回)
開催日	12 月 7 日	12 月 5 日	12 月 11 日	12 月 3 日	12 月 9 日
参加チーム 参加者 コース	16 チーム 141 人 芝運動公園周辺 1.7 k m×8 区間	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため中止	12 チーム 111 人 芝運動公園周辺 1.7 k m×8 区間	14 チーム 94 人 芝運動公園周辺 1.7 k m×8 区間	14 チーム 147 人 芝運動公園周辺 1.7 k m×6 区間

【運営業務の内容】

- 大会運営
- 実施要項の作成
- プログラム作成
- 会場設営・撤去
- コース整備・保安
- 実施報告書作成